浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、市内における中小企業者の事業資金融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的に行う浜松市中小企業資金融資制度のうち別表に掲げる資金（以下「補助対象融資」という。）を融資した金融機関に対し、予算の範囲内において利子補助金を交付するため、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）第２０条及び浜松市中小企業資金融資制度要綱（以下「制度要綱」という。）第３条の規定に基づき必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　中小企業者　次に掲げるものをいう。ただし、イからキに該当するものについては、資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人又は常時使用する従業員の数が百人以下の法人に限る。

ア　中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号。）第２条第１項に掲げるもの

イ　公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）に基づく監査法人

ウ　弁理士法（平成１２年法律第４９号）に基づく特許業務法人

エ　弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）に基づく弁護士法人

オ　税理士法（昭和２６年法律第２３７号）に基づく税理士法人

カ　司法書士法（昭和２５年法律第２２８号）に基づく司法書士法人

キ　土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）に基づく土地家屋調査士法人

（２）取扱金融機関　金融機関のうち浜松市制度融資の取扱いに同意し、この要綱に基づき融資を行う金融機関をいう。

（補助対象融資を受けることができる中小企業者）

第３条

（１）浜松市内に主たる店舗、工場又は事業所を有するもの

（２）市税を完納していること、又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること。

（３）納税義務者に対して給与の支払いをする者にあっては、市民税及び県民税、森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の者は交付の対象とすることができない。

（１）暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。)

（２）暴力団員等(条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)

（３）暴力団員等と密接な関係を有する者
（４）前３号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

（補助額）
第４条　市長は、中小企業者に補助対象融資を実行した取扱金融機関に対して、浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金（以下「補助金」という。）を交付する。対象期間は、制度要綱別表に記載された期間を上限とする。
２　補助額は、補助対象融資の月末融資残高に対して、別表に掲げる利子補給率を乗じて、１２で除したものを月額とし、取扱金融機関の申請に基づき年２回交付する。ただし、利子補給率は、中小企業者に補助対象融資を実行したときの融資利率を上限とする。なお、償還期日を経過した補助対象融資は、補助対象としない。

（補助金交付の申請手続）
第５条　補助金の交付を受けようとする取扱金融機関（以下「申請者」という。）は、浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付申請書及び実績報告書（第１号様式）を、次に掲げる添付書類とともに市長に提出しなければならない。
（１）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し

（補助金の交付決定）
第６条　市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請についてその内容を審査し、適当と認めたときは、その交付を決定するとともに、交付額を確定し、浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付決定及び確定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）
第７条　補助金の交付決定及び確定を受けた申請者は、請求書（第３号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行し、平成２５年度の補助金に適用する。
２　この要綱の施行をもって、浜松市中小企業資金融資事業費補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）、浜松市ビジネスサポート資金償還利子補助金交付要綱

（平成２１年４月１日施行）、浜松市創業サポート資金償還利子補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）浜松市緊急経済対策特別資金償還利子補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）、浜松市緊急災害対策資金償還利子補助金交付要綱（平成２４年４月１日施行）及び旧市町村既往融資資金償還利子補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）は廃止する。ただし、廃止前の旧要綱に基づく平成２４年度以前に融資された補助対象融資にかかる資金融資事業費補助金及び償還利子補助金については、なお廃止前の要綱の例による。

附　則

１　この要綱は、平成２６年４月１日から施行し、平成２６年度から平成３６年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行し、平成２７年度から平成３７年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行し、平成２８年度から平成３８年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度から平成３９年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成３０年度から平成４０年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度から平成４１年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和２年３月１日から施行し、令和元年度から令和１１年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行し、令和２年度から令和１２年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度から令和１３年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度から令和１４年度の補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度から令和１５年度の補助金に適用する。

附　則

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度から令和１６年度の補助金に適用する。

附　則

1　この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度から令和１７年度の補助金に適用する。

（別表）

補助対象融資名	実行年度	融資利率	利子補給率
ビジネスサポート資金	平成 27 年度～令和 7 年度	1.6%以内	0.42%
ビジネスサポート資金（認証事業所等優遇）	令和 7 年度	1.5%以内	0.52%
中小企業育成資金	平成 27 年度～令和 7 年度	1.7%以内	0.12%
短期資金	平成 27 年度～令和 7 年度	1.7%以内	0.12%
創業サポート資金	平成 27 年度～令和 7 年度	1.1%以内	0.70%
創業サポート資金（特定創業支援等事業優遇）	平成 27 年度～令和 7 年度	0.9%以内	0.90%
ステップアップ資金	平成29年度～平成30年度	1.2%以内	0.82%
市制度融資借換資金	平成27年度～平成30年度	1.9%以内	0.20%
事業承継資金	平成 30 年度～令和 7 年度	0.9%以内	0.90%
災害復旧資金	令和 5 年度～令和 7 年度	1.5%以内	0.57%

第１号様式

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付申請書及び実績報告書

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付を受けたいので、浜松市補助金交付規則第４条の規定により申請します。また、第１３条の規定により実績報告します。

記

１　交付申請額及び実績額　　金　　円

２　補助対象事業
（１）補助対象融資制度名

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱別表（第１条関係）に規定するもの

（２）補助額の内訳

期間	補助金の額
月分	円
月分	円
月分	円
月分	円
月分	円
月分	円
合計	円

３　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）
□　浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金交付要綱第５条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

４　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）
□　浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。
（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。
・暴力団（浜松市暴力団排除条例(平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）
・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
・暴力団員等と密接な関係を有する者
・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

第２号様式

浜松市指令　　第　　号
令和　　年　　月　　日

浜松市長

浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付決定及び確定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金の交付について、次のとおり条件を付して決定し、確定します。

記

１ 交 付 額　　金　　円

２ 交付の条件

- 規則に基づく市長の指示に従うこと。
- 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。
- 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

第３号様式

令和　　年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
申請者
名称及び代表者の氏名

請　　求　　書

令和　　年　　月　　日付け浜松市指令　　第　　号をもって確定のあった浜松市中小企業資金融資制度償還利子補助金を次のとおり請求します。

記

１　請求額

金	千	百	拾	万	千	百	拾	円

２　口座振替先

口座振替先金融機関名	銀　　行　　本店 信用金庫　　支店
口　座　種　別	１　普通預金　　２　当座預金　　３（　　）
口　座　番　号	
口座名義人カナ	